

おさえておきたい重要人物

保 育 原 理
教 育 原 理
社 会 的 養 護
子 ども 家 庭 福 祉
社 会 福 祉

社会福祉〈海外〉

人物名	解説	業績
ミケルセン	デンマーク社会省の行政職員	1959年に 「ノーマライゼーション」の概念を法に導入 「ノーマライゼーションの父」
リッチモンド	アメリカのCOS指導者	ケースワークを体系化 「社会診断」「ソーシャル・ケースワークとは何か」 「ケースワークの母」
ラングラン	フランスのユネスコ教育担当官	「生涯教育」の理念を提唱
ハッチンス	アメリカの教育学者	「学習社会論」 「学習社会」を提唱
パールマン	アメリカのケースワーカー	「4つのP」「問題解決アプローチ」を提唱

子ども家庭福祉・教育〈海外〉

人物名	解説	業績
ソクラテス	ギリシャ、 アテナイの哲学者・教育学者	「無知の知」 「産婆（助産）術」
プラトン	ギリシャ、アテナイの哲学者	「国家篇」 ソクラテスの弟子 学園「アカデメイア」創設
コメニウス	旧チエコスロバキアの神学者、 教育学者	「大教授学」「世界図説」 単線型学校制度「統一学校」、母親学校、 直観教授、「近代教育学の父」
ロック	イギリスの医師、哲学者	「教育に関する考察」「人間悟性論」 「白紙説（タブラ・ラサ）」 保健体育論
ルソー	スイス人の哲学者、思想家 (活躍したのは主としてフランス)	「エミール」「社会契約論」「人間不平等起源論」 「子どもの発見者」「自然に連れ」 消極教育、性善説
オーベルラン	フランスの牧師	バン・ド・ラ・ローシュに「幼児保護所」創設
オーエン（オーウェン）	イギリスの紡績工場の経営者	ニュー・ラナークの紡績工場内に 「性格形成新学院」創設 「新社会観」「環境教育論」
ペスタロッチ	スイスの教育者	「隠者の夕暮れ」「リンハルトとゲルトルート」 「シュタッツだより」孤児や貧民の子どもの教育に 従事、「生活が陶冶する」、直観教授
フレーベル	ドイツの教育者	世界最初の幼稚園（キンダーガルテン）創設 「人間の教育」「母の歌と愛撫の歌」 万有在神論（児童神性論）、恩物
ベル／ランカスター	共にイギリスの教育者	「助教法（ベル・ランカスター法）」を考案
バーナード	イギリスの慈善家	「バーナード・ホーム」、小舎制
ヘルバルト	ドイツの教育学者、心理学者	「一般教育学」「教育学講義綱要」 4段階教授法

マクミラン	イギリスの保健指導員	「保育学校（ナーサリースクール）」
エレン・ケイ	スウェーデンの教育学者	「 児童の世紀 」 「20世紀は児童の世紀」
モンテッソーリ	イタリア最初の女性医学博士	「モンテッソーリ・メソッド」「子どもの発見」 「 子どもの家 」創設、 敏感期 モンテッソーリ教具
デューイ	アメリカの教育学者	新教育の提唱者 「 学校と社会 」「 民主主義と教育 」 児童中心主義 、 経験主義 、実験学校（デューイ・スクール）
キルパトリック	アメリカの教育学者	デューイの後継者 「 プロジェクト・メソッド 」を考案
コルチャック	コダヤ系ポーランド人医師、 教育者、作家	「 子どもの権利の尊重 」 ユダヤ人のための孤児院を設立、子ども裁判所、 「 児童の権利に関する条約の精神的な父 」
パーカースト	アメリカの教育者	「 ドルトン・プラン 」を考案
ブルーム	アメリカの心理学者	「 完全習得学習 」 診断的評価 、 形成的評価 、 総括的評価
スキナー	アメリカの心理学者	「 プログラム学習 」を考案 「 ティーチングマシン 」
ブルーナー	アメリカの心理学者	「 教育の過程 」「 発見学習 」を主張

子ども家庭福祉・教育〈日本〉

人物名	解説	業績
くわかい こうぼうだいし 空海（弘法大師）	平安時代初期の僧 真言宗の開祖	私塾「 綜芸種智院 」創設
はやし ら ざん 林羅山	江戸時代初期の朱子学派儒学者	「林家塾」を創設（後に 昌平坂学問所 と改名） 日本で 朱子学 を確立
なか え どうじゆ 中江藤樹	江戸時代初期の陽明学者	「 翁問答 」 「 知行合一 」を提唱 日本の 陽明学 の祖
かいばら えきけん 貝原益軒	江戸時代の医師、思想家	「 和俗童子訓 」 「随年教法」 早期教育の重要性を主張
まつかた まさよし 松方正義	日田県（大分県）県令（県知事） 政治家	「 日田養育館 」（養）創設
ふくざわ ゆ きち 福沢諭吉	思想家、教育者	「 学問のすすめ 」 「 慶應義塾大学 」創設
せきしん そう 関信三	教育者	「東京女子師範学校附属幼稚園」 初代監事 （園長）
まつ の 松野クララ	ドイツ人保母	「東京女子師範学校附属幼稚園」 初代首席保母

人物名	解説	業績
いわなが 岩永マキ	社会事業家	長崎「浦上養育院」(養) 創設
もりありのり 森有礼	初代文部大臣	「諸学校令」 「国家啓蒙主義」
いざわしゅうじ 伊沢修二	文部官僚	「小学唱歌集」編纂 「紀元節」作曲 「楽石社」(言) 創設
いげがみゆきえ 池上雪枝	社会事業家	大阪「池上感化院」(自立)を創設
たかせしんけい 高瀬真卿	作家、ジャーナリスト	「東京感化院」(自立) 創設
いし いじゅうじ 石井十次	慈善事業家	「岡山孤児院」(養)「愛染橋保育所」創設
こばしかつ の すけ 小橋勝之助	慈善事業家	「博愛社」(養) 創設
あかざわあつとみ なか こ 赤沢鍾美・仲子	教育者	「新潟静修学校」創設 保育活動「守孤扶独幼稚児保護会」
かけいゆうへい 寛雄平	社会事業家	「農繁期託児所」
いし いりょういち 石井亮一	心理学者、教育者	「滝乃川学園」(知) 創設
とめおかこうすけ 留岡幸助	教育者、教会牧師	「家庭学校」(自立) 創設
の ぐち ゆ か もりしまみね 野口幽香・森島峰	幼稚園保育母(教諭)	「二葉幼稚園」創設
わきたりょうきち 脇田良吉	教育者	京都「白川学園」(知) 創設
すずき み え きち 鈴木三重吉	作家	「赤い鳥」児童文学・童謡運動 夏目漱石に師事
やま もとかなえ 山本鼎	版画家	「自由画教育運動」
くらはしろうさう 倉橋惣三	幼児教育の第一人者、教育者	「幼稚園(保育法)真諦」「幼稚園雑草」「育ての心」 「生活を、生活で、生活へ」、児童中心主義、 誘導保育案、「保育要領」の編纂
はしづめりょういち 橋詰良一	ジャーナリスト、教育者	「家なき幼稚園」 露天保育運動
さわやなぎまさ たろう 澤柳政太郎	文部官僚、教育者	「成城小学校」創設 ドルトン・プランを導入
き どまん たろう 城戸幡太郎	教育学者	「教育原理論」 「保育問題研究会」リーダー 社会中心主義
たか ぎけんじ 高木憲次	医師	東京「整肢療護園」(肢) 創設
いと が かず お 糸賀一雄	教育者	「近江学園」(知) 創設 「この子らを世の光に」

注) (知) 知的障害児のための施設 (養) 現在の児童養護施設 (自立) 現在の児童自立支援施設 (肢) 肢体不自由児のための施設 (言) 言語障害児のための施設

福祉に関する審議会・機関等 根拠法と設置基準

<p>福祉事務所 社会福祉法 都道府県、市（特別区）…設置義務 町村…設置することができる</p>	<p>児童相談所 児童福祉法 都道府県、指定都市…設置義務 中核市、特別区…設置することができる</p>
<p>婦人相談所 売春防止法 都道府県…設置義務 指定都市…設置することができる</p>	<p>配偶者暴力相談支援センター 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） 都道府県…設置義務 市町村…設置の努力義務</p>
<p>児童福祉審議会 児童福祉法 都道府県、指定都市、中核市…設置義務 市町村…設置することができる</p>	<p>要保護児童対策地域協議会 児童福祉法 地方公共団体（市町村等）…設置の努力義務</p>
<p>母子健康包括支援センター 母子保健法 市町村…設置の努力義務</p>	<p>地域包括支援センター 介護保険法 市町村…設置することができる</p>
<p>保健所 地域保健法 都道府県、指定都市、中核市、特別区、 その他政令で定める市…設置義務</p>	<p>市町村保健センター 地域保健法 市町村…設置することができる</p>
<p>身体障害者更生相談所 身体障害者福祉法 都道府県…設置義務 指定都市…設置することができる</p>	<p>知的障害者更生相談所 知的障害者福祉法 都道府県…設置義務 指定都市…設置することができる</p>
<p>精神保健福祉センター 精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律 都道府県、指定都市…設置義務</p>	<p>基幹相談支援センター 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 市町村…設置することができる</p>

おさえておきたい事業

保 育 原 理
教 育 原 理
社 会 的 養 護
子 ども 家 庭 福 祉
社 会 福 祉

事業名	根拠法	対象者	内 容
放課後児童 健全育成事業	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	保護者が労働等により 昼間家庭にいない 小学生	授業終了後や夏休み等の休暇中に、遊び や生活の場を与え、健全な育成を図る
子育て 短期支援事業	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	すべての 子育て家庭	保護者の病気等で子どもの世話ができな くなった場合、児童養護施設等において、 一時的に必要な保護を行う ＜短期入所生活援助(ショートステイ)事 業＞原則7日以内で子どもを預かる ＜夜間養護等(トワイライトステイ)事業＞ 平日の夜間や休日に子どもを預かる
乳児家庭 全戸訪問事業	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	生後4か月までの、 乳児のいるすべての 家庭	研修を受講した保健師、助産師、子育て 経験者等が、家庭を訪問し、子育て支援 に関する情報提供等を行い、親子の心身 の状況や養育環境を把握し、支援が必要 な家庭を適切なサービス提供につなげる
養育支援 訪問事業	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	乳児家庭全戸訪問 事業や、乳幼児健診 等で把握した、養育 支援が必要な家庭	研修を受講した保健師、助産師、子育て 経験者等が、その居宅を訪問し、家事や 子育ての手助けや、指導、助言等を行い、 養育上の諸問題の解決、軽減を図る
地域子育て 支援拠点事業	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	すべての 子育て家庭	子育て中の親子の交流や育児相談、情報 提供等を実施し、子育ての孤立感、負担 感の解消を図る ＜一般型＞公共施設、空き店舗、公民館、 保育所等、地域の身近な場所で実施する 常設の子育て拠点 ＜連携型＞児童館、児童センターの遊 戯室等で、学齢期の子どもが来館する前 の時間等を利用し、効率的かつ効果的に、 子育て支援を実施する
一時預かり 事業	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	すべての 子育て家庭	日常生活上の突発的な事情等により一時 的に家庭での保育が困難となる場合、保 育所等において、児童を一時的に預かり、 保護をする。＜一般型＞、＜幼稚園型Ⅰ＞、 ＜幼稚園型Ⅱ＞、＜余裕活用型＞、＜居 宅訪問型＞、＜地域密着Ⅱ型＞がある
子育て援助 活動支援事業 (ファミリー・サポー ト・センター事業)	児童福祉法 (子ども・子育て 支援法)※	乳幼児・小学生等の いる子育て家庭	子どもを預かったり、預けたりすること により、地域で安心して子育てができる環 境づくりをサポートする。＜基本事業＞、 ＜病児・緊急対応強化事業＞がある

※根拠法は「児童福祉法」だが、「子ども・子育て支援法」に規定されている事業。

事業名	根拠法	対象者	内容
利用者支援事業	子ども・子育て支援法	すべての子育て家庭、妊産婦	子育て家庭等の個別ニーズを把握し必要とするサービスを、確実に円滑に利用できるよう支援する <基本型> 当事者目線で、子育て支援サービスにつなげるなど、子育て家庭に包括的な支援を行う <特定型> 保育所や各種保育サービスの利用を希望する利用者の相談に応じ、待機児童の解消等を図る。 <母子保健型> 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行う
病児保育事業	児童福祉法 (子ども・子育て支援法) [※]	乳幼児 小学生	病気にかかった子どもを、保護者の労働中に、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所で保育を行う。〈病児対応型〉・〈病後児対応型〉・〈体調不良児対応型〉・〈非施設型(訪問型)〉の4種類と〈送迎対応〉がある
児童自立生活援助事業	児童福祉法	義務教育終了から20歳未満(大学等の学生は22歳の年度末まで) ①施設を退所した者 ②都道府県知事が認めた者	自立援助ホームで共同生活を営み、就労や生活のサポートを受け、自活する力をつける支援をする
小規模住居型児童養育事業	児童福祉法	要保護児童	養育者の住居(一般家庭)で、養育を行う
家庭的保育事業	児童福祉法	保育を必要とする乳幼児(原則満3歳未満)	家庭的保育者の居宅等で、保育を行う。保育者1人の場合、子どもの人数は3人以下、補助者がいる場合は5人まで保育が可能
小規模保育事業			保育施設(定員6人以上19人以下)で、保育を行う
居宅訪問型保育事業			保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う
事業所内保育事業			事業主が設置する施設、または事業主から委託を受けた施設で、保育を行う
福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)	社会福祉法	判断能力が不十分な高齢者や障害者	支援者が、日常的な金銭管理や、サービスの契約支援などを、本人と一緒にしたり、または本人の代わりに行うことで、判断能力が不十分な人が、地域で自立生活を送ることができるよう支援する

児童福祉施設一覽

施設名	※1 種別	利用 形態	対 象	目 的	退所後の 支援 (アフター ケア)	第三者 評価の 受審義務	苦情解決 に第三者 を関与さ せる義務
助産施設	第2種	入所	妊産婦 (経済的な理由)	助産			
乳児院	第1種	入所	保護を要する 乳児・幼児	養育／退所後の相談・ 援助	○	○	○
母子生活支援 施設	第1種	入所 (20歳 まで可)	配偶者のない女子、ま たはこれに準ずる事情 にある女子とその児童	保護／自立促進のため の生活支援／退所後の 相談・援助	○	○	
保育所	第2種	通所	保育を必要とする乳 児・幼児	保育			
幼保連携型 認定こども園	第2種	通所	①保育を必要とする 乳児・幼児 ②満3歳以上の幼児	健やかな育成が図られ るよう適当な環境を与 えて、心身の発達を助 長する			
児童厚生施設	第2種	利用	すべての児童	健全な遊びを与える／ 健康増進／情操をゆた かにする			
児童養護施設	第1種	入所 (20歳 まで可)	①保護者がいない児童 ②虐待されている児童 ③環境上養護を要する 児童	養護／退所後の相談・ 自立のための援助	○	○	○
障害児入所 施設 (福祉型・医療型)	第1種	入所 (20歳 まで可)	入所を要すると認め られた障害児	保護／日常生活の指導 ／独立自活に必要な知 識技能の付与 ※医療 型はこれに加えて治療			○
児童発達支援 センター (福祉型・医療型)	第2種 (障害児 通所支援 事業)※2	通所	通所によるサービス が必要と認定された 在宅の障害児	日常生活における基本 的動作の指導／独立自 活に必要な知識技能の 付与／集団生活適応の 訓練 ※医療型はこれ に加えて治療			○
児童心理治療 施設	第1種	入所 通所 (20歳 まで可)	社会生活への適応が 困難となった児童	心理に関する治療／生 活指導／退所後の相談 ・援助	○	○	○
児童自立支援 施設	第1種	入所 通所 (20歳 まで可)	①不良行為をした児童 ②不良行為をする虞 (おそれがある児童 ③環境上、生活指導を 要する児童	児童の状況に応じた必 要な指導／自立支援／ 退所後の相談・援助	○	○	○
児童家庭支援 センター	第2種	利用	児童に関する相談を 要する者	専門的な知識技術を要 する相談に応じる／必 要な助言／市町村の援 助／児童相談所、施設 等との連絡調節			

※1「種別」は社会福祉事業における種別。

※2 社会福祉法では、児童発達支援センター等で実施される「障害児通所支援」を第2種社会福祉事業と規定している。

児童福祉施設の主な設備および職員

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」より

保育原理
教育原理
社会的養護
子ども家庭福祉
社会福祉

※特に覚えておきたい設備・職員を掲載しています。
職員の数には「児童（乳幼児）数：必要な職員の数」で表しています。

乳 児 院

	乳幼児10人未満	乳幼児10人以上
主な設備	● 養育のための専用の室、相談室	● 寝室、観察室、診察室、 病室 、 ほふく室 、相談室 ● 寝室の面積：2.47㎡/人 ● 観察室の面積：1.65㎡/人
主な職員	● 嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員 ● 看護師の数：7人以上	● 小児科 の診療に相当の経験を有する医師または嘱託医、看護師、 個別対応職員 、 家庭支援専門相談員 ● 乳幼児または保護者10人以上に心理療法を行う場合、 心理療法担当職員 ● 看護師の数 0・1歳児 1.6：1 、2歳児 2：1 、3歳以上幼児 4：1 ● 20人以下の施設：保育士

● 看護師は、定められた人数を配置していれば、保育士または児童指導員に代えることができる。

母子生活支援施設

主な設備	● 母子室 、集会・学習等を行う室、相談室、乳幼児30人未満は静養室、乳幼児30人以上は静養室および医務室 ● 母子室の面積：30㎡以上
主な職員	● 母子支援員 、少年を指導する職員（少年指導員）、嘱託医 ● 母子支援員の資格要件： 保育士 有資格者、社会福祉士有資格者等 ● 母子10人以上に心理療法を行う場合、 心理療法担当職員 ● 個別に支援が必要な母子に支援を行う場合、 個別対応職員 ● 母子支援員の数：10世帯未満 1 人以上 10～19世帯 2 人以上 20世帯以上 3 人以上 ● 少年指導員の数：20世帯未満 1 人以上 20世帯以上 2 人以上

保 育 所

	満2歳未満の乳幼児	満2歳以上の幼児
主な設備	● 乳児室または ほふく室 、医務室、調理室 ● 乳児室の面積：1.65㎡以上/人 ● ほふく室の面積：3.3㎡以上/人	● 保育室または遊戯室、 屋外遊戯場 、調理室（満3歳以上児に対し、保育所外で調理し搬入して食事を提供する場合は加熱、保存等の調理機能を有する設備があればよい） ● 保育室または遊戯室の面積：1.98㎡以上/人 ● 屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上/人
主な職員	● 保育士 、嘱託医 ● 保育士の数 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上幼児 30：1	

児童厚生施設

主な職員	● 児童の遊びを指導する者 ● 児童の遊びを指導する者の資格要件： 保育士 の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 教諭となる資格を有する者等
------	--

児童養護施設

主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の居室、相談室（児童30人以上の施設はさらに医務室、静養室を設置） ● 居室の定員：4人以下（乳幼児のみ6人以下） ● 居室の面積：4.95㎡以上／人（乳幼児のみ3.3㎡以上／人） 								
主な職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童指導員、保育士、嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ● 乳児が入所している場合は看護師 ● 児童10人以上に心理療法を行う場合、心理療法担当職員 ● 実習設備を設けて職業指導を行う場合、職業指導員 ● 児童指導員および保育士の数 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>0・1歳児</td> <td>1.6：1</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>2：1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上幼児</td> <td>4：1</td> </tr> <tr> <td>少年</td> <td>5.5：1</td> </tr> </table> ● 看護師の数 0歳児 1.6：1 	0・1歳児	1.6：1	2歳児	2：1	3歳以上幼児	4：1	少年	5.5：1
0・1歳児	1.6：1								
2歳児	2：1								
3歳以上幼児	4：1								
少年	5.5：1								

障害児入所施設

		福祉型	医療型				
主な設備		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の居室、医務室、静養室（例外あり） ● 知的障害児 … 職業指導に必要な設備 ● 盲児 … 音楽に関する設備 ● 肢体不自由児 … 訓練室、屋外訓練場、手すり等 ● ろうあ児 … 映像に関する設備 ● 居室の定員：4人以下（乳幼児のみ6人以下） ● 居室の面積：4.95㎡以上／人（乳幼児のみ3.3㎡以上／人） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に規定する病院として必要な設備、訓練室、浴室 ● 自閉症児 … 静養室 ● 肢体不自由児 … 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、手すり等 				
主な職員	知的・自閉症除去 障害児	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科または小児科の嘱託医、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者 ● 児童指導員および保育士の数 4：1 					
	自閉症児	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科または小児科の嘱託医、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、精神科の医師、看護職員 ● 児童指導員及び保育士の数 4：1 ● 看護職員の数 20：1 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者 ● 児童指導員および保育士の数 6.7：1 				
	言ううあ児	<ul style="list-style-type: none"> ● 眼科または耳鼻咽喉科の嘱託医、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者 ● 児童指導員および保育士の数 4：1 					
	肢体不自由児	<ul style="list-style-type: none"> ● 嘱託医、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、看護職員 ● 児童指導員および保育士の数 3.5：1 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士または作業療法士 ● 児童指導員および保育士の数 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>乳幼児</td> <td>10：1</td> </tr> <tr> <td>少年</td> <td>20：1</td> </tr> </table> 	乳幼児	10：1	少年	20：1
	乳幼児	10：1					
	少年	20：1					
重症心身障害児		<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士または作業療法士、心理指導担当職員 					
各施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童5人以上に心理指導を行う場合：心理指導担当職員 ● 職業指導を行う場合：職業指導員 						

児童発達支援センター

		福祉型	医療型
主な設備		<ul style="list-style-type: none"> ● 遊戯室・相談室・屋外遊戯場、医務室（重症心身障害児除く）、指導訓練室、児童発達支援の提供に必要な設備 ● 指導訓練室の定員（難聴児、重症心身障害児除く）：10人以下 ● 指導訓練室の面積（難聴児、重症心身障害児除く）：2.47㎡/人 ● 知的障害児 … 静養室 ● 難聴児 … 聴力検査室 ● 重症心身障害児 … 指導訓練室、児童発達支援の提供に必要な設備および備品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に規定する診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場、相談室
主な職員	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 嘱託医、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、必要に応じ機能訓練担当職員、看護職員 ● 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員の数 4：1 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に規定する診療所として必要な職員、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士または作業療法士、児童発達支援管理責任者
	障害別	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害児／共通の職員（嘱託医は精神科または小児科） ● 難聴児／共通の職員（嘱託医は眼科または耳鼻咽喉科）＋言語聴覚士 ● 重症心身障害児／共通の職員（嘱託医は小児科、外科等）＋看護職員 	

児童心理治療施設

主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の居室、心理検査室、相談室、観察室、医務室、静養室、遊戯室、工作室 ● 居室の定員：4人以下 ● 居室の面積：4.95㎡以上/人
主な職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科または小児科の医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ● 心理療法担当職員の数 10：1 ● 児童指導員および保育士の数 4.5：1

児童自立支援施設

主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の居室、相談室、学科指導の設備（児童30人以上の施設はさらに医務室、静養室を設置） ● 居室の定員：4人以下 ● 居室の面積：4.95㎡以上/人
主な職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科の医師または嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員 ● 児童生活支援員の資格要件：保育士有資格者、社会福祉士有資格者等 ● 児童10人以上に心理療法を行う場合、心理療法担当職員 ● 実習設備を設けて職業指導を行う場合、職業指導員 ● 児童自立支援専門員および児童生活支援員の数 4.5：1

幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準より）

主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 園舎：保育室○、遊戯室○、職員室△、保健室△、乳児室またはほふく室（満2歳未満の子どもを入園させる場合）、調理室（保育所と同じ特例あり） ※○同士、△同士は兼用可 ● 園庭
主な職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級担当専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭 ● 園児の教育および保育に直接従事する職員 0歳児 3：1、1・2歳児 6：1、3歳児 20：1、4歳以上幼児 30：1